

健康保険法等改定案に反対する意見書

国民に1兆円を超える負担を押しつける健康保険法等改定案の審議が国会で行われている。この負担はあらゆる世代を直撃する。70歳以上の高齢者は定額制と上限制限が廃止され、1割負担（一定所得以上は2割）に引き上げられる。しかも償還払いが導入され、自己負担限度額を超える場合も患者が病院窓口で全額をいったん立て替えなくてはならなくなる。

健康保険の窓口負担を2割から3割に引き上げる影響は、労働者と70歳未満の年金生活者、その家族8,000万人以上に及ぶことになる。

さらに、国民の負担は窓口負担だけでなく、保険料の負担も大幅に増やされようとしている。

深刻な不況のもとで、これが強行されれば、受診抑制が急増し、かえって症状の重症化を招き、医療保険財政を圧迫することになる。「持続可能な社会保障制度」が叫ばれる昨今であるが、これこそ、持続を不可能にする選択といわなくてはならない。医療を受けやすくし、早期発見・早期治療こそ、国民の命と健康を守り、医療保険財政を立て直していく道である。

家計消費支出に占める医療費の窓口負担などの「医療費」の割合でも、公的医療保険制度における自己負担の割合でも、すでに日本は主要国の中で最も高い水準にあり、これ以上、国民負担を増やす理由はない。もともと医療保険は、病気という人生の困難なとき、収入も苦しくなるときに、だれでも安心して医者にかかれるようつくられたものである。

「持続可能な医療制度」にするためにも、このような患者負担増の「改革」はやめ、国が最優先で財政支出を行い、高すぎる薬剤費にメスを入れ、保険料は経済的能力に応じた負担とする、などによって、医療保険財政を立て直すべきである。

よって、本市議会は、患者負担を押しつける健康保険法等改定案に反対するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 6月28日

三鷹市議会議長 吉野博明